

生徒・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園  
仙台育英学園高等学校  
理事長・校長 加藤 雄彦

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第27報】

－ 学納金の減免に関わる新規施策について －

この度の新型コロナウイルスで感染された方々の一日も早いご快癒とともに、ご無念ながら症状悪化によりお亡くなりになりました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

本学園では新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学園独自の就学支援特例措置として、仙台育英学園高等学校の在籍生徒に対して「新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第26報】－学納金の減免申請の一部変更について－」を7月30日にお伝えしております。

この度、宮城県より7月22日付「私立高等学校授業料軽減補助金交付要綱の一部改正について（通知）」の通知があったことを受け、上記の第26報に加えて新たな学納金の減免施策を下記のとおり設けます。

つきましては、ご家庭のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 【仙台育英学園高等学校在籍生徒対象】令和2年度授業料減免申請について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う仙台育英学園高等学校在籍生徒への就学支援特例措置として、下記の全ての要件を満たしている者に限り、授業料の全額（月額33,000円）もしくは月額9,900円分を2020年4月1日～2021年3月31日の期間で学園が負担します。これは申告制です。また、すでに授業料の減免措置を受けている者で下記の全ての要件を満たす者については必ず申請ください。

なお、申請期間は2020年8月3日（月）～2020年9月4日（金）までとなります。

【減免対象の要件】

- (1) 保護者等が宮城県内に住所を有する者。
- (2) 2020年7月期までの私立高等学校授業料軽減補助金が第1種区分に該当していないこと。（就学支援金が月額33,000円交付されていない者）
- (3) 2020年度（2019年分）の保護者の市・県民課税（算定基準額）が154,500円以上304,200円未満だったものが、新型コロナウイルス感染拡大に起因し、2021年度（2020年分）の保護者の市・県民課税（算定基準額）が154,500円未満に減少することが見込まれること。  
もしくは、2020年度（2019年分）の保護者の市・県民課税（算定基準額）が304,200円以上だったものが、新型コロナウイルス感染拡大に起因し、2021年度（2020年分）の保護者の市・県民課税（算定基準額）が304,200円未満に減少することが見込まれること。

※おおよその目安： 市・県民課税（算定基準額）154,500円は世帯年収590万円程度  
市・県民課税（算定基準額）304,200円は世帯年収910万円程度

(4) 下記に示した書類（A・B、C 或いは D）を申請期間内で学園に全て提出していること。（※1）

※1

- A) 2019 年度（2018 年分）市・県民課税証明書（扶養親族等の記載が省略されていない）
- B) 2020 年度（2019 年分）市・県民課税証明書（扶養親族等の記載が省略されていない）
- C) 失職の場合は、失職が確認できる書類（離職票など）
- D) 減取の場合は、保護者等の申立書（別途、担任に申し出てから受領願います。）に、下記のいずれかの  
の証明書類を添付して提出
  - ・勤務先が作成する給与証明書（家計急変から 3 か月分）
  - ・家計急変から 3 か月分の給与明細
  - ・税理士や公認会計士等が作成する証明書類

※2

算定基準額とは、市・県民課税証明書に記載されている金額を下記の計算式に当てはめて算定したもの。  
計算式：(課税総所得額) × 0.06 - (市町村民税調整控除の金額)

上記の件についての申請・ご質問は下記にお願いいたします。

TEL 022-256-4141

担当：星（内線 276）、平塚（内線 279）

以上